

# コミュニティセンター化と 自主運営について ～自主自立のまちづくりに向けて～



公民館自主運営モデル事業スタート		6月 こみカレンダー	
<p>公民館自主運営モデル事業のスタートを記念して、6月1日より、公民館自主運営モデル事業の推進を図ります。この事業は、公民館の自主運営を促進し、地域住民の生活の質を向上させることを目的としています。</p>		6月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	
<p>公民館自主運営モデル事業の推進を図ります。この事業は、公民館の自主運営を促進し、地域住民の生活の質を向上させることを目的としています。</p>		公民館自主運営モデル事業の推進を図ります。この事業は、公民館の自主運営を促進し、地域住民の生活の質を向上させることを目的としています。	
<p>公民館自主運営モデル事業の推進を図ります。この事業は、公民館の自主運営を促進し、地域住民の生活の質を向上させることを目的としています。</p>		公民館自主運営モデル事業の推進を図ります。この事業は、公民館の自主運営を促進し、地域住民の生活の質を向上させることを目的としています。	
<p>公民館自主運営モデル事業の推進を図ります。この事業は、公民館の自主運営を促進し、地域住民の生活の質を向上させることを目的としています。</p>		公民館自主運営モデル事業の推進を図ります。この事業は、公民館の自主運営を促進し、地域住民の生活の質を向上させることを目的としています。	

大津市

- 1 自主運営に向けた「公民館自主運営モデル事業」……P3  
の実施状況
- 2 公民館のコミュニティセンター化について ……P14
- 3 コミュニティセンターの自主運営について ……P25





# 1

## 自主運営に向けた「公民館自主運営モデル事業」の実施状況

# 公民館自主運営モデル事業の実施状況 (H30. 3～H31. 3)

## モデル事業実施学区

H30. 3～	<u>5学区</u> (伊香立、真野、仰木の里、長等、平野)
H30. 5～	<u>6学区</u> (上記5学区 + 藤尾)
H30. 10～	<u>7学区</u> (上記6学区 + 和邇)

## 業務内容

H29	<ul style="list-style-type: none"><li>● 施設や備品等の維持管理に関すること</li><li>● 利用者団体の登録等の管理に関すること</li><li>● 上記業務実施にあたっての課題や業務改善の報告に関すること</li></ul>
H30	<ul style="list-style-type: none"><li>● 講座企画案の作成に関すること</li><li>● 公民館の広報紙の作成に関すること</li></ul>

## 委託料

H29年度	1学区あたり	64,152円(1ヶ月分)
H30年度	1学区あたり	64,627円(1ヶ月分)

# 平成30年度までの 公民館自主運営モデル事業の実施状況

## ■施設や備品等の維持管理

- 公民館の利用案内
- 公民館の鍵の仕分け・受渡し
- 公民館の敷地及び建物の軽微な清掃及びごみの始末
- 会議室、和室及び調理実習室等の点検



# 平成30年度までの 公民館自主運営モデル事業の実施状況

## ■ 広報紙の作成

- 地域情報の収集及び紙面の作成
- 企画した講座の周知原稿の作成



# 平成30年度までの 公民館自主運営モデル事業の実施状況

## ■ 公民館講座の企画

### ● 地域の人材・資源を活用した講座の企画



公民館の講座です。

長等公民館講座「まだまだ元気昭和サロン」Ⅱのご案内

☆第2回目の内容です

○第1部 午前10時～  
市、郡特別利用申請により20枚の昭和30年代に撮影された長等の大写真)を鑑賞します。  
参考：10月に「60年間の人跡」出版120周年記念企画が実施されています。

○第2部 午前10時30分～  
私たちの昭和「第5巻」(DVD)約60分 (大型スクリーンで鑑賞します)  
再編集「現象から読みとれる」(昭和20年～昭和24年) 戦軍の本格的な日本占領が進む時代がありました。また、世界では東西冷戦により、G2の日本占領政策は一般、日本の経済立国への道を開くものとなっていったのです。昭和20年代前半の生活ぶりをふりかえる貴重な資料です。

日時 平成30年9月10日(月)  
午前10時～11時半頃迄(途中休憩をとります)

場所 市民センター1階(和室)

対象 長等学区在住の方

参加費 無料(事前申込も不要です)

◎気楽な気持ちでお越しください。

◆今回で2回目のサロンで、まだまだ完成度は低いのですが「奮闘中」です。お誘い合わせの上、ぜひ長等公民館へお越し下さい。

情かしい、暮らしの思い出！楽しい時間を過ごしましょう。

☆自主自立のまちづくりの実現を目指す生涯学習サロンです。

<次回のサロン開催は11月の予定です>

主催 長等学区公民館運営委員会 共催 長等学区自治連合会



# 平成30年度までの 公民館自主運営モデル事業の実施状況

- 雇用条件通知や労災保険への加入などの労務管理
- モデル事業の課題抽出と対応策検討のため、公民館運営委員会に3つの専門部会を設置
- 地域でインターネット回線を整備
- 公民館自主運営モデル事業の周知



# モデル事業実施学区からの意見と 自主運営に向けた対応

## ■貸館業務

意見	コミュニティセンターで、今までのように講座を開いたり、相談に乗ったりしていると、事務的なことにかかりきりになれない。1日あたり複数人の勤務が必要。
	支所事務室と別部屋で活動しているため、来館者に対する利用案内や貸室の確認作業に課題がある。
	複数の従事者で交代して勤務しているため、業務の習得に時間を要することから、従事者を固定化することが必要。
	稼働率が高い施設では、1人体制では休憩も休みも取れない。また、休憩時でも市民は窓口に来る。利用状況に応じた体制が必要。
	支所窓口と同じであるため、個人情報等保護の観点から、執務室を改修するなどして、別途窓口の設置が必要。
	休日や緊急時の対応、鍵の受渡方法、使用料収入の収納方法、飲食等からのゴミ処理経費や飲酒によるトラブルへの対応などの検討が必要。
対応	貸館業務を含めた事務と、他の業務を円滑に行うための、人員配置や勤務シフトの検討と貸館の手引きの作成

# モデル事業実施学区からの意見と 自主運営に向けた対応

## ■ 日常の施設管理業務

意見	将来的に自主運営になった際、市と地域との賠償責任の所在について明確にしないといけない。
	指定管理に向け、市が行う施設の維持保全の範囲と、自主運営で行う日常的な施設管理の範囲を明確にし、全て地域任せにならないようにして欲しい。
	「見える化」するために入り口付近のスペースに事務室を設け、看板を出すなどの工夫が必要。
	飲食等の機会が増えれば、比例して貸室が汚れるので、清掃作業委託の回数増加が必要。
	会議室等の点検は、点検業務への慣れと、細かな気づきができるようになるため、運営委員会独自の点検表をもって行っている。
	清掃業務の委託を大津市が行うのであれば、地域側からの要望が十分に伝わり改善できるのか不安がある。清掃を地域が行うのであれば、指定管理料に含めることが必要。

対応	指定管理者制度への移行にあたっての、地域と市の業務分担や責任の範囲の明確化
----	---------------------------------------

# モデル事業実施学区からの意見と 自主運営に向けた対応

## ■ 講座開設業務

講座を開催するためには、講師への謝礼などの必要経費が発生することから、コミュニティセンター化後も講座開設費を残して欲しい。

公民館講座を実施する場合でも、従事者のうち1人は窓口にいる必要があり、講座開設時には複数名の人員が必要。

**意** 公民館講座を実施するためには、現在のモデル事業での週2日の勤務では十分ではない。

講座開設時の傷害保険(レクリエーション保険)の加入経費をはじめ、講座実施にかかる必要経費は全て指定管理料で賄うのか。

**見** 講座開設にあたり、無料講座を基本とするのか、有料講座も可能とするのか、大津市全体の考え方や方向性を示してもらおうと前に進めやすい。

指定管理料の中に講座開設費用が含まれないとなると、地域側の裁量に任されることになる。ただ、生涯学習の推進という大津市の方針と異なるので、コミュニティセンターの業務とすることを明確にするのが望ましい。

**対応** 指定管理者業務における講座開設業務の位置付けの整理と、業務に見合った人員・予算の確保

# モデル事業実施学区からの意見と 自主運営に向けた対応

## ■ 広報紙作成業務

意見	<p>現在は、公民館だよりの裏面に学区内の事業のお知らせを掲載していたが、公民館だよりは分けて配布する予定であり、今後は学区の事業を中心とした広報をしていきたいと考えている。</p>
	<p>広報紙の作成業務をやるのであれば、フリー素材のダウンロードなどのためにも事務室にインターネット環境が必要。</p>
	<p>広報紙の作成については、生涯学習専門員が普段から情報収集等の苦勞をして作成しているものであり、従事者が簡単に出来るものではない。</p>
	<p>紙面の作成にはパソコンのスキルが必要である。</p>
対応	<p>公民館の広報紙については、自治連合会や他団体の広報紙と統合した広報紙を考えている。製作ソフトの購入費用、インターネット設備、印刷費用などを委託料に含めてもらいたい。</p>

地域の情報を収集、発信できる環境の整備と、持続可能な広報紙のあり方の検討

# モデル事業実施学区からの意見と 自主運営に向けた対応

## ■利用者団体管理業務

意見	利用者団体の扱いが今後どのように変わっていくのか、あるいは変わらないのか、利用者団体の人も、運営委員会側も不安である。
	これまでから使用していた利用者団体とのこれからの関係をどのように構築していくか、新たな申し出があったときは、どこでラインを引くか、分からなくて困っている。
	貸館業務を担当するようになり、利用者団体の代表者(もしくは使用責任者)の顔と名前が分かるようになり、関係性の構築ができつつある。
	利用者団体はサークル的な団体ではなく、少しでも多くの住民が利用できるような団体としての活動をしてもらうための認定条件設定や見直しが必要。
	利用者団体へ一部施設利用料の負担を求めるときの判断は、コミュニティセンターが独自に行うのではなく、大津市として一定の方針を示す必要がある。

対応 利用者団体のあり方やその登録基準の検討と、コミュニティセンターにおける位置付けの明確化

# モデル事業実施学区からの意見と 自主運営に向けた対応

## ■その他

意

他市のコミュニティセンターでは、土休日の窓口対応を管理団体に決めているところもある。利用者を拡大するのであれば、土休日の窓口対応も検討することが必要ではないか。

賃金・会計処理を草津市のように市で全学区分を統一して担ってもらおうと全学区ともに運営しやすくなる。労務管理についても、軌道に乗るまで市が全面的にサポートする体制で進めてもらうと運営しやすくなる。

見

どのようなコミュニティセンターになれば住民が喜ぶか、そのために何をしていくのかといった将来展望を見据えた活動を進める必要がある。

自主運営後は、生涯学習課職員が相談及び助言を行うとされているが、市内全てのコミュニティセンターをきめ細やかに支援できるだけの職員の配置が必要である。

コミュニティセンター化した成功事例などを自主運営モデル学区や住民に周知できるとコミュニティセンター化に向け弾みになる。

対  
応

コミュニティセンターの地域による自主運営が軌道に乗るまでの間、行政によるサポートの検討



2  
公民館の

コミュニティセンター化について



## 社会教育法の規定に基づいた社会教育施設として設置

### 事業内容

1. 定期講座の開設
2. 討論会、講習会、展示会等の開催
3. 図書、資料等を備え、その利用を図る
4. 体育、レクリエーション等に関する集会
5. 各種の団体、機関等の連絡
6. 住民の集会その他の公共的利用



# 多様化する地域・住民ニーズへの対応



多様化するニーズ

- 住民ニーズに合った収益性のあるイベントを行いたい
- 地域づくりにつながる物販をしたい
- 住民間の交流促進のための懇談会を開きたい
- 放課後の学習の場として利用したい など

これまでの生涯学習の場に加え、新たなニーズに対応した、住民にとってより使いやすい施設へ

社会教育法の  
適用除外

公民館の  
コミュニティセンター化

# コミュニティセンターとは



(他市のコミュニティセンター一例)

地域住民の交流の場や、まちづくり活動の場として、地域の人々や各種団体が身近に、そして多目的に、より自由に利用できる施設



# 他市のコミュニティセンターの活用事例

## 様々なイベント開催

## 地域各種団体への支援

手作りマルシェ  
の開催



地域各種団体への支援



地域の会議



会議室でバザーの開催



女性交流会の開催

# 公民館とコミュニティセンターの比較

項目	公民館	コミュニティセンター
設置主体	教育委員会	市長部局
根拠法令	社会教育法・地方自治法	地方自治法
施設の性質	社会教育施設	コミュニティ施設
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 定期講座の開設</li> <li>2. 討論会、講習会、展示会等の開催</li> <li>3. 図書、資料等を備え、その利用を図る</li> <li>4. 体育、レクリエーション等に関する集会</li> <li>5. 各種の団体、機関等の連絡</li> <li>6. 住民の集会その他の公共的利用</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域の多様な主体による協働のまちづくりの推進に関する事</li> <li>2. 地域の主体的な学びの支援に関する事</li> <li>3. 地域の情報の収集及び発信に関する事</li> <li>4. コミュニティ活動の場の提供に関する事</li> <li>5. その他センターの設置の目的を達成するために必要な事</li> </ol>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利を目的としない講座の開催により、身近な場所での学習機会の提供が可能</li> <li>・社会教育や人権教育などを行政の統一的な考えのもと推進することが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育法で制限されている営利利用などの制限緩和</li> <li>・生涯学習に加え、まちづくり活動など、施設の利用の幅が広がり、有効活用が可能</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もっぱら営利を目的とした活動の禁止など、利用範囲への制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習に対する地域の取り組み度合いの違い</li> </ul>

# 大津市のコミュニティセンター の設置目的

## コミュニティセンター設置の目的

生涯学習の拠点 + まちづくり・地域交流の拠点

### 求められる役割

様々な人材の発見・  
発掘が出来る場所

地域の抱える課題を  
解決する場所



地域住民が気軽に  
集い、学べる場所

住民同士の助け合いが  
生まれる場所

# 大津市のコミュニティセンターについて ～コミュニティセンター化の方向性(案)～

## ①貸館の利用範囲

公の施設として、施設管理上必要な制限のみ設け、より自由に使える施設とする。

## ②使用料

使用料は公民館と同水準とし、市外居住者や営利目的の利用については割増料金を設定する。

## ③減免制度

地域各種団体や市、利用者団体などによる利用については、公益性を考慮し、現行どおり全額利用料を免除とする。

# 大津市のコミュニティセンターについて

## ～①貸館の利用範囲の案～



公の施設として、施設管理上必要な制限のみ設け、より自由に使える施設とする。

### 現状(公民館)

- ・専らの営利、特定の政党・宗教の支持や支援等につながる利用は禁止
- ・飲食を主目的とする利用は不可
- ・飲酒を伴う利用は不可
- ・個人的な行事での利用は不可(住民の集会施設としての位置付け)

### コミュニティセンター

- ・条例の目的(まちづくり)に沿ったものであれば、営利目的の利用を可能とする。
- ・飲食を主目的とする利用を可能とする。(施設の管理上支障が生じる場合は使用を制限する。)
- ・飲酒を伴う利用は原則不可とするが、地域行事に係るもので、センター長が認めるものは可能とする。
- ・個人での利用を可能とする。

新たに可能となる使用例

- ・参加費を徴収する事業(講演会、コンサート、著名人等の有料講座等)
- ・商品の展示・説明・販売等
- ・バレーやピアノ教室の学習成果発表会
- ・地域行事に関連した懇親会
- ・児童等による放課後の学習利用
- など

# 大津市のコミュニティセンターについて

## ～②使用料の案～

### 公民館の使用料と同水準



市内居住者によるコミュニティセンターの使用料は、現行の公民館の使用料と同水準とする。

### 割増料金の導入

市外居住者の利用は**5割増**、営利利用は**10割増**とする。

# 大津市のコミュニティセンターについて

## ～③減免制度の案～

地域の各種団体や市の利用については、使用料の全額免除と年間の優先予約を可能とする。

利用者団体については、現行通りの登録要件とし、使用料の全額免除と年間の優先予約を可能とする。

地域の各種団体とは・・・

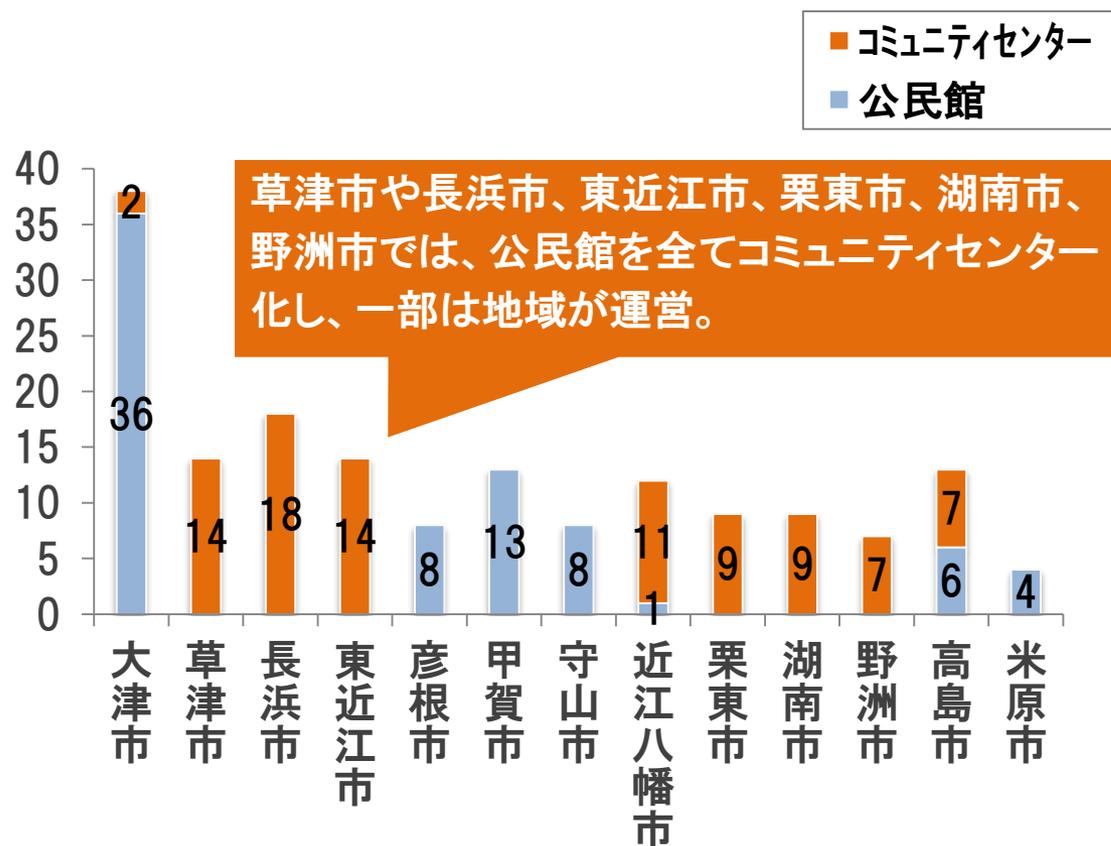
自治会、社会福祉協議会、健康推進協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、  
体育協会、人推協、文化協会 など



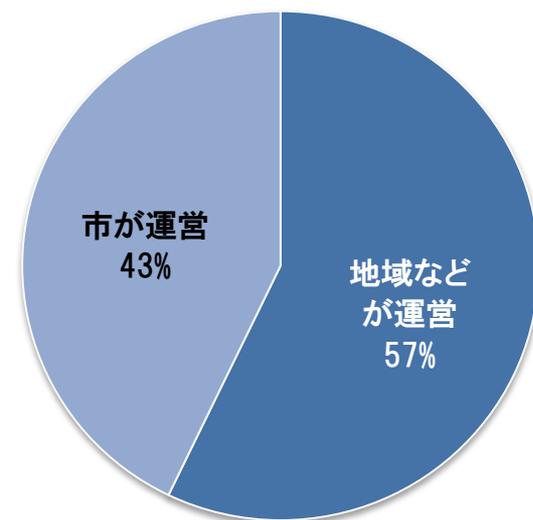
# 3 コミュニティセンターの自主運営 について

# 県内他市のコミュニティセンター と運営の状況

## 県内他市のコミュニティセンターの状況



## コミュニティセンター管理方法 (県内91施設)



地域住民が運営するコミュニティセンターが増加。

※2017年度現在。

# 他市のコミュニティセンターの運営状況

	草津市
指定管理先	まちづくり協議会
指定管理業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>・センター施設の維持管理(小規模修繕、保守管理等)</li><li>・センターの利用の許可</li><li>・講座等の企画、実施</li></ul>
人員配置	常勤:センター長(週35h)1名、職員(週35h)2名、職員(週30h)1名 センター長は常勤、他に常時2名体制
指定管理料	平均1,800万円 人件費、維持管理費(光熱水費、修繕費、保守管理費など)、講座開催費(講師料等) など

# 他市のコミュニティセンターの運営状況

	東近江市
指定管理先	まちづくり協議会
指定管理業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>・センター施設の維持管理(小規模修繕、保守管理等)</li><li>・センターの利用の許可</li><li>・講座等の企画、実施</li></ul>
人員配置	3名から10名 (※施設規模による)
指定管理料	約970万円～4,200万円 (※施設規模による)  人件費、維持管理費(光熱水費、消耗品費、維持修繕費、自動車リース料、自動車保険料、警備費)、講座開催費(講師料等)、 広報紙作成費用 など

※最大の施設:能登川コミュニティセンター(590人収容のホールを含む17室)

最小の施設:建部コミュニティセンター・御園コミュニティセンター(4室)

# 他市のコミュニティセンターの運営状況

	高松市
指定管理先	地域コミュニティ協議会
指定管理業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>・センター施設の維持管理(小規模修繕、保守管理等)</li><li>・センターの利用の許可</li><li>・講座等の企画、実施</li></ul>
人員配置	常勤:センター長(週35h)1名 主任(週30h)1名 非常勤:スタッフ(週20h)複数名(※施設の維持管理業務が中心)
指定管理料	約850万円  人件費、維持管理費(光熱水費、消耗品費、維持修繕費)、講座開催費(講師料等) など

# コミュニティセンターの自主運営について

## ～指定管理者制度の導入～

### 指定管理者制度とは・・・

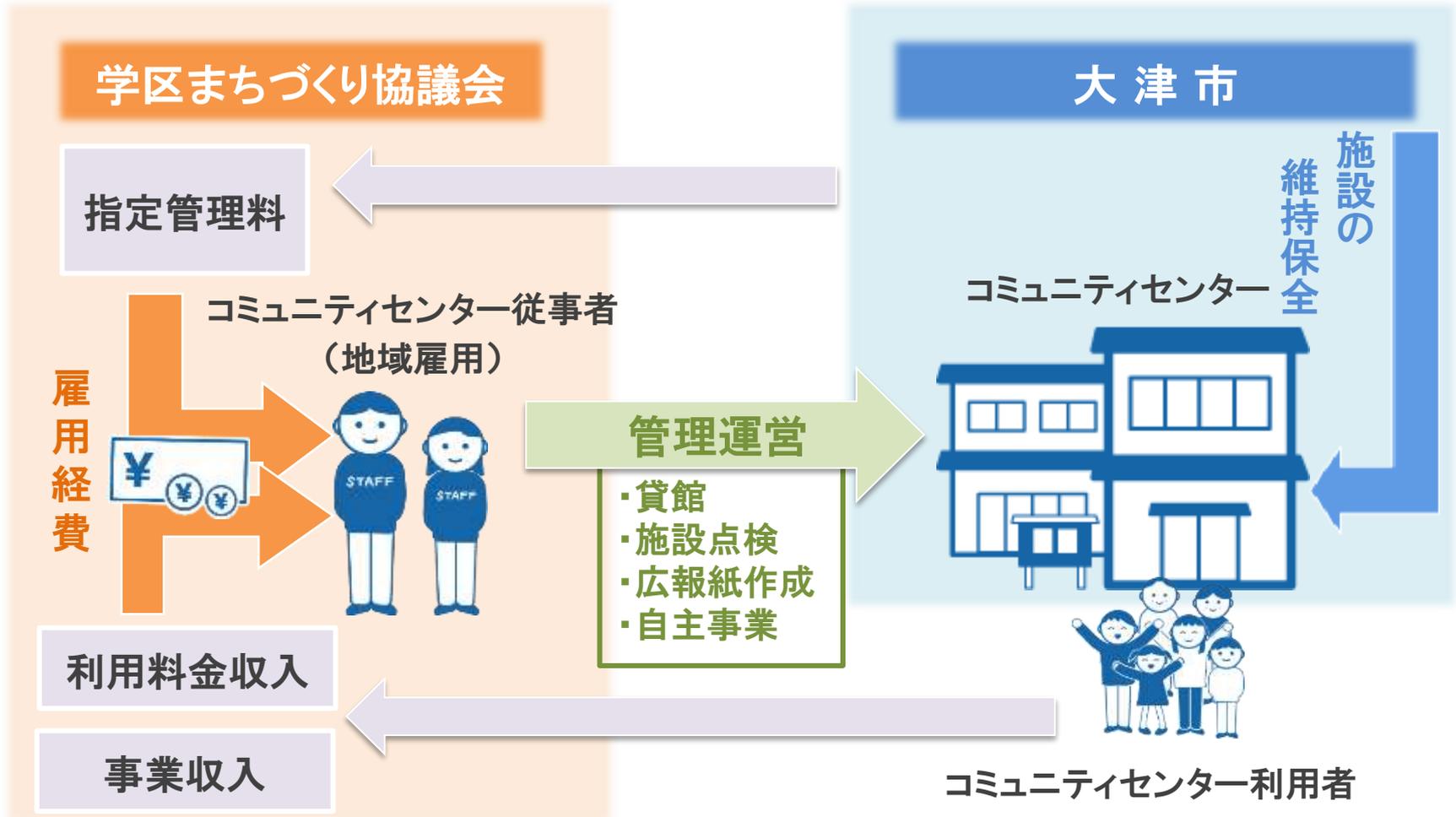
「公の施設」の管理、運営を民間事業者を含む法人その他の団体に委託する事ができる制度

### コミュニティセンターの自主運営

管理運営主体	各種団体や事業者、個人が構成員となる <b>学区まちづくり協議会</b>
運営費用	<b>指定管理料</b> + <b>利用料金収入</b> ※ + <b>事業開催による収益</b>
地域の業務	会議室等の使用許可、利用料金の徴収、日常的な清掃や施設点検 施設の施錠・開錠、広報紙の作成、自主事業(講座・イベントの実施)
市の業務	清掃・警備等の保守管理、エレベーター・防災設備の維持点検 施設・備品の修繕

※条例の範囲内で指定管理者が利用料金額を定めることを認めるとともに、利用料金は地域の収入とする。

# 大津市における自主運営のイメージ



# 自主運営移行のステップ

## まち協設立

## 単年度協定締結

### 第1期

まちづくり協議会  
設立準備

指定管理業務  
受託に向けた  
組織づくり

### 第2期

まちづくり協議会  
の運営

コミュニティセンター  
従事者の雇用準備

指定管理に向けた  
市との協議

### 第3期

指定管理者として  
業務受託

コミュニティセンター  
従事者の雇用

# 市全体の自主運営移行スケジュール

市が運営



公民館長  
(支所長兼務)  
生涯学習専門員

公民館のコミュニティセンター化



コミュニティセンター長  
(支所長兼務)  
コミュニティセンター職員  
(支所職員兼務)



地域が運営

体制の整った学区から  
段階的に移行



施設の維持保全

自治協働課



主体的な学びへの  
支援

生涯学習課



コミュニティセンター  
従事者  
(地域雇用)

2019年度

2020年度

2021年度

2022年度

2023年度

2024年度

# コミュニティセンター化及び自主運営 移行後の生涯学習

生涯学習課 【社会教育主事】

地域の主体的な学びへの支援

全市的な学習機会の提供

各種研修・情報提供

相談対応

コミュニティセンター  
地域の主体的な学びの拠点

講座・フォーラム等の開催

地域の主体的な  
学びの実践

コミュニティセンター従事者等

市民・利用者団体等

# コミュニティセンター化及び自主運営 移行後の生涯学習

生涯学習課

【社会教育主事】

地域の主体的な学びへの支援

全市的な学習機会の提供

コミュニティセンター従事者等を対象に各種研修及び情報提供

- 講座の組み立て方研修
- ファシリテーション研修
- 広報紙、チラシの作り方研修
- 国・県等の情報の提供 など

生涯学習に関する相談対応

- 定期訪問による各種相談・支援
- 要請に基づく出前研修等
- 電話等による各種相談対応 など

広く市民を対象に講座・フォーラム等開催

- 地域の歴史文化や地域課題の解決手法を学ぶ機会の提供
- 生涯学習の推進に関する講演会等
- 人権に関する講座
- 出前講座 など

コミュニティセンター従事者等

市民・利用者団体等

地域の主体的な学び